

令和5年6月定例会

総務厚生・産業厚生文教委員会

委員長報告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、承認8件、議案10件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり承認及び可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第45号「平戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」に関し、離島歯科医師確保の観点から報酬の見直しをすることについては、一定の理解はできるが、改定する報酬の最高日額が現行のほぼ2倍になっていることから、今回の報酬額の改定に対する交渉はされたのかとの質問に対し、今回の改正は、現在の歯科医師からの処遇改善についての要望を受け、報酬改定内容について、医師離島勤務手当相当分を加算することを提示したうえで、調整を重ねた結果、長崎県歯科医師会の代診派遣制度を参考に通勤時間も就業時間として加算することとし、場合によっては、長崎市など遠来地からの採用も想定されることから、上限額として最高日額を91,000円と設定したとの説明がありました。

これに対し、市内や近隣地域からの歯科医師確保に努めることとし、将来的に確保が困難な場合は、離島活性化基金を活用し、本土の歯科へ通院する際のフェリー代の補助をすることも検討すべきではないかとの意見に対し、歯科診療所もリニューアルしたばかりの施設であること、また、現在の歯科医師体制になって患者数も増加傾向にあることから、今後も島民の歯科診療所の利用促進を図りながら、当分の間は現状のままで運営することとし、今後においては患者数の動向をはじめ、人口減少などを踏まえ、状況を見ながら判断していきたい。併せて歯科医師の採用にあたっては、できる限り近隣地域からの確保に努めたいとの答弁がありました。

次に、議案第48号「平戸市職員定数条例の一部改正について」に関し、職員の健康管理の面からも、勤務時間の短縮は必要な取組であり、近年の救急件数の増加等に

よる補充勤務に係る職員の負担増への対応や隔日勤務者の休日勤務のあり方を見直し、勤務環境を是正することに伴う6名、また、女性活躍推進及び男性消防吏員の育児休業取得促進を図る上で、産休、育休等を取得しやすい環境整備に伴う3名、更に、度島地区常備消防体制の整備に伴う3名の令和8年度に向けて計12名の消防職員定数を増員するための改正との説明に対し、働き方改革や女性職員雇用の観点から定数を増員することに対して異論はないが、今回の改正で一度に12名の増員をするのではなく、退職による欠員補充を優先しつつ、将来の人口推計なども見ながら十分な協議をしたうえで条例定数変更をする必要があったのではないかとこの意見に対し、今回の改正は、定数の上限を定めるもので、実際の職員数については、市民の理解が得られるように、これまで以上に消防力の向上に努めると共に、経費削減及びDXの推進等、業務の効率化にも努めながら検討を重ねて決定していきたい。なお、令和6年度から段階的に増員するため、9月の採用試験実施に間に合うよう、今定例会に改正をお願いするものとの答弁がありました。

また、度島地区常備消防体制については、消防業務に関する離島対策検討委員会で十分な検討がなされたのか、将来を見据えた離島の消防体制整備を検討委員会で議論するとともに、陸続きでも離島より搬送に時間を要している地区なども含めた、総合的な消防体制の計画を示したうえで、適正な人員配置をすべきであるとの意見に対し、度島地区常備消防体制の整備に伴う3名増員については、大島との連携した体制の構築などを含めた計画を作成し、離島対策検討委員会の中で検討し、9月定例会の委員会において説明したのちに進めていく、また、中南部地区の消防体制については、中津良出張所の耐用年数のみにとらわれず、人口減少の推移や火災、救急件数の状況及び消防団員数の推移等を見極めながら、具体的な検討を進めていくとの答弁がありました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、承認2件、議案5件、請願1件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり承認、可決及び採択すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、専決第4号「令和4年度平戸市一般会計補正予算（第10号）」中、農業振興課所管の「園芸用リースハウス整備事業」に関し、当初の7件のうち1件が遊休ハウスを利用することに変更したようだが、市内にはまだ利活用できそうなビニールハウスがいくつかあり、活用すれば、希望者は無駄な投資をせずにコストを抑えることができる。残りの遊休ハウスの活用が進まない理由は何かとの質問に対し、遊休ハウスを使う希望者の生活拠点とハウスまでの距離が遠いことや、アスパラガスの場合には以前使用していたハウスに植え直しをしても生産性が安定しないこと、移設に対する投資が難しいことなどが主な理由であるとの答弁がありました。

また、「有害鳥獣被害防止対策事業」に関し、イノシシの捕獲頭数は減少しているということだが、最近は他の有害鳥獣も増えてきており、農家からは被害が減っている実感がないとの声も聞くがどうなっているのかとの質問に対し、学習能力が高く罠にかからないイノシシが増え、現場も苦慮しているため、引き続き地元猟友会と連携し捕獲技術向上のための勉強会を通して、捕獲対策を進めていきたいとの答弁がありました。

有害鳥獣捕獲後の埋設が負担になっていると聞いているが、処分場も含めた処分のあり方についてはどう考えているのかとの質問に対し、先進地の事例を学びながら検討していきたいとの答弁がありました。

次に、商工物産課所管の「電気・燃油価格高騰対策支援事業」に関し、当初の積算

時は、補助対象件数が1,543件で2億1,082万5千円と見込んでいたと思うが、実績が550件で5,744万1千円とあまりにも違いすぎる。当初の積算が甘かったのではないかとの質問に対し、当初積算する際に市内の事業所数や個人事業主などを正確に把握できなかった。国の統計資料である経済センサスを活用して積算したが、細かい産業分類までは確認できなかったため、結果的に当初積算が大きくなった。今後は関係団体と連携を図りながら検討していきたいとの答弁がありました。

なお、この事業は非常にいい事業で、関係機関も一生懸命取り組んでおり、平戸市が先進事例がないにもかかわらず他市に先行してやったことは評価するところであると考えている。しかしながら、結果的に申請件数や金額が伸びなかったことについては真摯に受け止め、しっかりと分析したうえで次に生かしてもらいたいとの意見がありました。

次に、議案第50号「令和5年度平戸市一般会計補正予算（第3号）」中、商工物産課所管の「地域購買力回復支援事業」に関し、以前も同じような事業があったが、前回の経済効果を実行委員会で検証して今回事業化したのかとの質問に対し、昨年度登録店舗に行ったアンケートの中で、「売上増につながった」、「新規顧客獲得につながった」という意見もあり、アンケートに答えた99%の店舗が「次回、商品券の発行があればぜひ参加したい」ということで、一定の効果があったものと考えているとの答弁がありました。

また、キャッシュレス、ペーパーレスなどデジタル化への考えは検討しているのかとの質問に対し、デジタル化への検討はしたものの、システムの管理費が多額の費用を要するため、限られた予算の中でデジタル化するより、その分発行数を増やすほうに回したほうが良いと判断し今回は断念した。今後は、アンケートの集計や分析など、デジタル化したほうが良い部分もあるので、実行委員会に提案したいと考えているとの答弁がありました。

これまで取扱店の換金は月3回となっているが、飲食業はほとんどが現金取引のた

め、月3回でもきつuitと言われている。月4回に変更する考えはないのか、またデジタル化した場合の換金はどのようになるのかとの質問に対し、デジタル化が実現すれば今後換金の手続きが簡素化される。締め日の設定もできるため換金作業を商工会議所や商工会に委託する場合、月4回換金できる可能性はあるが、今後検討させてもらいたいとの答弁がありました。

次に、議案第52号「工事請負契約の変更について」に関し、市道釜田線道路改良工事（橋梁上部工）の工事請負契約の変更については、橋梁防護柵の設置を追加したことによってどのような効果があるのかとの質問に対し、車両が逸脱して河川に落ちるのを防ぐこと及び、歩行者の転落防止の効果があるとの答弁がありました。

また、工期の変更で住民への影響や問題はないのかとの質問に対し、工期の延長はあるものの、交通開放をしていない箇所なので影響はないとの答弁がありました。

次に、議案第54号「令和5年度平戸市一般会計補正予算（第4号）」中、観光課所管の「アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業」に関し、当初予算からの変更点は何かとの質問に対し、当初は1箇所で開業する予定としていたが、今回、国の事業採択を受け、調査事業が拡充されたことに伴い距離の範囲は限定されず、古民家を活用した宿泊型を中心としたまちづくりが大前提となった。開業は遅くなるものの、3箇所に拡大し開業に向けて取り組んでいくとの答弁がありました。

また、3箇所の選定と計画は今年度に行うのかとの質問に対し、今年度はマーケティングなどの調査事業となっており、エリア選定を含む計画書を作ること、マーケティング、開業に向けた価格設定、地域の資源を生かしたもので滞在時間を長くできるのかなどを調査することとなっている。その計画書を基に令和6年度以降に、国の補助事業に運営事業者が直接応募する方法で、事業推進を図るとの答弁がありました。

住民への周知啓発の範囲や、啓発の内容はどの質問に対し、今回選定予定の地区について周知啓発およびワークショップなどを行うとの答弁がありました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。

令和5年6月定例会
【追加議案分】

総務厚生委員会

委員長報告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案1件であります。

審査の結果は、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

議案第55号「第2次平戸市総合計画基本構想の変更について」に関し、第1部第3章「市民から見た未来への意見」において、市民の満足度が低く、重要度が高いものはどのように整理しているのかとの質問に対し、基本構想においては、各基本プロジェクトの重点的な取組において整理しており、各事業については、基本計画において整理しているとの答弁がありました。

また、第2部第1章の平戸市のプロフィールの「平戸市の誇り」の中に「鄭成功」や「世界遺産のある町」などを記載すべきではなかったかとの質問に対し、基本計画における事業で項目を掲げていることから、ご意見を踏まえたうえで、今後の総合計画策定において考えていきたいとの答弁がありました。

また、人口の将来展望について、平成27年度に策定した「平戸市人口ビジョン」から平成30年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計値及び令和2年度の国勢調査結果、合計特殊出生率の見直しを行い、16,000人としたのと説明に対し、総合計画は最上位の計画であり、平戸市総合戦略の目標人口20,000人との整合性はどうなるのかとの質問に対し、今回の総合計画における人口の将来展望はあくまでも推計人口として整理しているものであるとの答弁がありました。

最後に、今回の議案上程に至ったプロセスについては、今定例会の一般質問や本委員会でも指摘があった通り、関係条例を遵守した手続きがなされず、議会を混乱させたことは、議会の議決権・意思決定の根幹を揺るがすものであったと言わざるを得ない。理事者におかれましては、これについて重く受け止め、再発防止に努めるとともに、今後、適切な行政運営を行うよう対策を講じることを強く要請するものである。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。